

令和2年

交通のあらし

～交通事故の発生状況～



裾野警察署
交通安全協会 裾野地区支部会
交通安全協会 裾野地区安全運転管理協会

令和2年 交通のあらまし

はじめに

皆様方には、平素から交通関係はもとより、警察行政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、令和2年中に静岡県内や裾野警察署管内で発生した交通事故の統計資料として、「令和2年 交通のあらまし」を発行することができました。

昨年、静岡県内において発生した交通事故の状況は、

発生件数 20,667件（前年比－4,435件）

死者数 108人（前年比＋7人）

負傷者数 26,360人（前年比－6,131人）

でした。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響により、発生件数、負傷者数ともに減少した中、死者については年末にかけ急増し、前年に比べて7人増加するという痛ましい結果となりました。その中で、特に65歳以上の高齢者の死者数は64人（前年比＋17人）と全死者数の6割に迫っております。

加えて、裾野警察署管内における交通事故の発生状況は、

発生件数 427件（前年比－91件 －17.6%）

死者数 1人（前年比±0人 増減なし）

負傷者数 548人（前年比－109人 －16.6%）

であり、残念ながら2月29日に長泉町内において交通死亡事故が1件発生しており、死者数の増減はありませんでしたが、発生件数、負傷者数がともに減少しております。

しかしながら、人身交通事故の内訳を見ますと、人身交通事故の発生件数等が大幅に減少した一方で、高齢者が関係する事故及び横断歩道を横断中の交通事故が相変わらず多く推移しました。

こうした状況を踏まえ、県警では横断歩行者事故の減少のため、「しずおか・安全横断3つの柱」を推進中であり、横断歩行中の高齢者や子供を交通事故から守ることを主眼に、当署としても、

- 1の柱 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
- 2の柱 安全を確認してから横断を始めること
- 3の柱 横断中も周りに気を付けること

を強力に推進して参ります。

結びに、本書が地域・職場・学校等で交通安全教育に活用され、皆様の交通安全意識を高める一助となれば幸いです。

裾野警察署は、皆様に頼られる存在であり続けるよう職務を遂行してまいりますので、今後とも警察活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

裾野警察署長

目 次

第1	全国と静岡県交通事故	1
第2	裾野警察署管内の交通事故	2～3
第3	裾野警察署管内の各種事故	
1	死亡事故	4
2	歩行者事故	5
3	自転車事故	6
4	二輪車事故（自動二輪・原付）	7
5	幼・園児事故	8
6	小学生事故	9
7	中学生事故	10
8	高校生事故	11
9	高齢者事故	12～13
10	高齢運転者起因事故	14
11	若者起因事故	15
12	飲酒運転事故	16
13	交差点事故	17
第4	参考資料	
付1	裾野市・長泉町注意マップ	18～21
付2	交通安全協会について	22
付3	安全運転管理協会について	23
付4	管内統計	24
付5	交通安全運動の推進	24

凡 例

この統計表に用いている用語の意味等は次のとおりです。

- 1 「交通事故」とは、道路交通法第2条第1号に規定されている道路上において、車両、路面電車、列車（軌道車）の交通によって起こされた死亡又は負傷を伴った事故（人身事故）をいう。
- 2 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む）の運転者又は歩行者のうち、この事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。
- 3 「第2当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む）の運転者、歩行者又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。
- 4 「死者」とは、事故発生後24時間以内に死亡したものをいう。